

平成28年4月1日制定

工事現場における標示施設等の設置基準

住民に対し工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な工事の確保を図るため、工事現場における標示施設、防護施設の取り扱いを下記のとおり定める。

(工事の標示)

1. 工事を行う場合は、必要な標識・看板を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。また、起終点がない場合は、公衆の見やすい現場敷地内に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽微な工事、緊急工事等については、この限りではない。
なお、標示板の設置にあたっては、別紙を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的を標示するものとする。

(2) 工事期間

工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装補修工事等）を標示するものとする。

(4) 発注者

発注者及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工者

施工者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2. 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事個所には、両側にバリケード等を設置し、危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。また、必要に応じて警備員等を配置するものとする。

(迂回路の標示)

3. 工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする期間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置するものとする。また、必要に応じて警備員等を配置するものとする。

別 紙

工事標示板 参考姿図



工事標示板

標示板寸法規格・横 114cm × 縦 140cm

色彩・「ご迷惑をおかけします」等のあいさつ文、「〇〇〇〇工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については、青色文字、その他の文字及び線は黒色、地色は白色とする。

縁・線太さ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

設置方法・堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、維持管理を常時行うほか、夜間においては、遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。